

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-41825(P2020-41825A)

【公開日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2020-011

【出願番号】特願2018-167336(P2018-167336)

【国際特許分類】

G 01 N 30/04 (2006.01)

G 01 N 1/22 (2006.01)

G 01 N 30/88 (2006.01)

G 01 N 30/06 (2006.01)

【F I】

G 01 N 30/04 A

G 01 N 1/22 L

G 01 N 30/88 G

G 01 N 30/06 G

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

弾性芯21の形成材料としては、銅、アルミニウム、鉄、金、ステンレス、又はそれらの合金等の金属を用いることができる。

支持体3の形成材料は、特に制限されず、それぞれ、プラスチック、テフロン(登録商標)、金属、セラミック、ガラス、グラファイト等から形成することができるが、弾性吸着体2を両支持部32の先端部32aの間に挟持しやすくする観点から、金属であることが好ましい。